

富山市教育委員会 11月定例会 資料

三郷小学校、上条小学校の一次統合について

[学校再編推進課]

- 1 三郷小学校、上条小学校について、5 小学校（水橋中部小学校、水橋西部小学校、水橋東部小学校、三郷小学校、上条小学校）及び 2 中学校（水橋中学校、三成中学校）の水橋地区の統合に先行して、令和 4 年 4 月 1 日から一次統合する。
- 2 一次統合校の場所は、三郷小学校（富山市水橋小路 3 4 5 番地）とする。
- 3 一次統合校の通学区域については、三郷小学校と上条小学校の通学区域を合わせた区域とする。
- 4 一次統合校の名称は「三成小学校」とする。

八尾中学校、杉原中学校の統合について

[学校再編推進課]

- 1 八尾中学校、杉原中学校について、令和4年4月1日から統合する。
- 2 統合校の場所は、富山市八尾町井田120番地1とする。
- 3 統合校の通学区域については、八尾中学校と杉原中学校の通学区域を合わせた区域とする。
- 4 統合校の名称は「八尾中学校」とする。

呉羽幼稚園、愛宕幼稚園及び大庄幼稚園の閉園について

[学校再編推進課]

- 1 呉羽幼稚園、愛宕幼稚園及び大庄幼稚園について、令和4年3月31日で閉園する。

新保なかよし認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行及び市長部局（こども家庭部）への移管について

[学校教育課]

1 趣 旨

保育需要への対応や幼稚園の再編が課題となっている中、新保エリアにおいては、新保なかよし認定こども園が1歳児からの受け入れとなっており、他に民間の保育施設もないことから、0歳児の保育の受け皿が確保されていない状況である。

このため、当施設において必要な整備を行い、令和4年4月より0歳児を受け入れることとし、併せて、幼稚園型認定こども園から「幼保連携型認定こども園」に移行するもの。

なお、現在教育委員会が所管する施設については、移行後、市長部局（こども家庭部）の所管となるもの。

2 移行及び移管日

令和4年4月1日

令和3年12月 教育委員会補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	21,297,654	30,837	21,328,491	人件費 △ 33,413 事業費 64,250
(款10)教育費	21,297,654	30,837	21,328,491	
(項1)教育総務費	1,882,430	△ 5,070	1,877,360	1 事務局一般管理費 (人件費) △ 23,378 2 学校保健事務費 (人件費) 561 3 教育センター管理運営事務費 (人件費) 5,329 4 野外教育活動センター管理運営事務費 (人件費) 12,418
(項2)小学校費	7,919,213	37,857	7,957,070	1 総務学校管理事務費 (人件費) △ 3,243 2 統合校の新設事業費 33,000 3 新型コロナウイルス感染症対策事業費 8,100
(項3)中学校費	8,257,459	923	8,258,382	1 総務学校管理事務費 (人件費) △ 22,294 2 統合校の新設事業費 19,000 3 新型コロナウイルス感染症対策事業費 3,250 4 給食センター管理事務費 (人件費) 967
(項4)幼稚園費	536,248	△ 34,908	501,340	1 総務事務費 (人件費) △ 34,908
(項5)社会教育費	2,702,304	32,035	2,734,339	1 一般管理事務費 (人件費) 1,464 2 猪谷関所館管理運営費 900 3 管理運営事務費(公民館費) (人件費) △ 8,044 4 管理運営事務費(郷土博物館費) (人件費) 1,814 5 管理運営事務費(民俗民芸村費) (人件費) 14,347 6 管理運営事務費(図書館費) (人件費) 13,294 7 管理運営事務費(科学博物館費) (人件費) 3,168 8 管理運営事務費(市民学習センター費) (人件費) 296 9 大沢野生涯学習センター管理運営費 (人件費) 4,796

人件費補正について

(1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正後	増減
1	教育総務費	2 事務局費	教育総務課	148,083	△ 19,726	128,357	21	18	△ 3
			学校再編推進課	35,836	33,539	69,375	4	9	5
			学校施設課	100,893	115	101,008	14	14	0
			学校教育課	211,865	△ 6,842	205,023	26	26	0
			学校保健課	101,386	△ 2,859	98,527	15	15	0
			大沢野教育 行政センター	36,702	△ 9,986	26,716	4	3	△ 1
			大山教育 行政センター	30,163	△ 3,588	26,575	4	3	△ 1
			八尾教育 行政センター	38,119	△ 5,374	32,745	5	4	△ 1
			婦中教育 行政センター	34,481	△ 8,657	25,824	4	3	△ 1
			計	737,528	△ 23,378	714,150	97	95	△ 2
5	教育センター費	教育センター	63,986	3,417	67,403	7	8	1	
6	野外教育活動 センター費	学校教育課	8,491	260	8,751	1	1	0	
小 計				810,005	△ 19,701	790,304	105	104	△ 1
2	小学校費	1 学校管理費	教育総務課	768,763	△ 1,247	767,516	128	127	△ 1
			小 計	768,763	△ 1,247	767,516	128	127	△ 1
3	中学校費	1 学校管理費	教育総務課	190,783	△ 21,652	169,131	29	26	△ 3
			小 計	190,783	△ 21,652	169,131	29	26	△ 3
4	幼稚園費	1 幼稚園費	教育総務課	301,123	△ 10,166	290,957	49	48	△ 1
			小 計	301,123	△ 10,166	290,957	49	48	△ 1
5	社会教育費	1 社会教育総務費	生涯学習課	81,407	△ 17,861	63,546	11	9	△ 2
			大沢野教育 行政センター	0	8,916	8,916	0	1	1
			婦中教育 行政センター	6,501	10,162	16,663	1	2	1
			埋蔵文化財 センター	88,684	247	88,931	11	11	0
			計	176,592	1,464	178,056	23	23	0
		4 郷土博物館費	郷土博物館	45,954	1,599	47,553	6	6	0
		5 民俗民芸村費	民俗民芸村 管理センター	17,945	16,229	34,174	2	4	2
		6 図書館費	図書館	152,994	13,294	166,288	23	24	1
		7 科学博物館費	科学博物館総務課	123,642	3,168	126,810	17	17	0
		8 市民学習 センター費	市民学習センター	22,034	296	22,330	3	3	0
大沢野生涯学習 センター	10,110		9,465	19,575	1	2	1		
計	32,144		9,761	41,905	4	5	1		
小 計				549,271	45,515	594,786	75	79	4
合 計				2,619,945	△ 7,251	2,612,694	386	384	△ 2

(2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	
10 教育費	1 教育 総務 費	2 事務局費	学 校 保 健 課	37,977	561	38,538	
		5 教育センター費	教 育 セ ン タ ー	27,316	1,912	29,228	
		6 野外教育活動 センター費	学 校 教 育 課	32,994	12,158	45,152	
		小 計			98,287	14,631	112,918
	2 小学 校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	270,326	△ 1,996	268,330	
		小 計			270,326	△ 1,996	268,330
	3 中 学 校 費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	142,059	△ 642	141,417	
		4 給食センター費	学 校 保 健 課	12,968	967	13,935	
		小 計			155,027	325	155,352
	4 幼 稚 園 費	1 幼稚園費	教 育 総 務 課	158,389	△ 24,742	133,647	
		小 計			158,389	△ 24,742	133,647
	5 社 会 教 育 費	3 公民館費	生 涯 学 習 課	292,437	△ 8,044	284,393	
		4 郷土博物館費	郷 土 博 物 館	26,935	215	27,150	
		5 民俗民芸村費	民 俗 民 芸 村 管 理 セ ン タ ー	78,856	△ 1,882	76,974	
		8 市民学習 センター費	大 沢 野 生 涯 学 習 セ ン タ ー	10,737	△ 4,669	6,068	
		小 計			408,965	△ 14,380	394,585
	合 計				1,090,994	△ 26,162	1,064,832

教 育 委 員 会 人 件 費 ・ 報 酬 等 総 合 計		現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
		3,710,939	△ 33,413	3,677,526

第 3 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	統合校の新設事業費	33,000
	3 中学校費	統合校の新設事業費	19,000

【新型コロナウイルス感染症対策事業費（小・中学校）】

小・中学校における新型コロナウイルス感染症 対策事業について

[教育総務課]

- (1) 補正額
- | | |
|------------------------|---------|
| 小学校費 | 8,100千円 |
| 〔 財源内訳 国庫支出金 8,100千円 〕 | |
| 中学校費 | 3,250千円 |
| 〔 財源内訳 国庫支出金 3,250千円 〕 | |

(2) 事業目的

子どもたちの学びを継続的に保障するため、文部科学省の「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」を活用し、小・中学校における感染症対策を強化・徹底するもの。

(3) 事業内容

- ア. 教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の追加購入
- イ. 密集を避けるため、余裕教室等を活用した学習活動を継続的・効果的に実施するために必要となる備品（ホワイトボードやプロジェクター等のICT機器等）の追加購入 など

【統合校の新設事業費（小・中学校）】

水橋地区統合校の整備について

[学校再編推進課]

(1) 補正額	小学校費	33,000千円
	〔 財源内訳 一般財源 33,000千円 〕	
	中学校費	19,000千円
	〔 財源内訳 一般財源 19,000千円 〕	

(2) 事業目的

令和8年4月開校を目指す水橋地区統合校整備事業のPFI事業者を選定するための業務及び水橋地区統合校の設計、事業費の算定等で必要となる地質調査を行うもの。

(3) 事業内容

ア. PFIアドバイザリー業務委託

事業費:35,000千円（小学校費:22,000千円、中学校費:13,000千円）

水橋地区統合校整備事業のPFI事業者を選定するために必要な以下の業務等について、必要な資料作成及び調査・検討等を行う。

〔 実施方針等の策定・公表、特定事業の選定・公表、事業者募集、
事業者提案の審査、事業者選定委員会の運営、事業契約等の締結 〕

イ. 地質調査業務委託

事業費:17,000千円（小学校費:11,000千円、中学校費:6,000千円）

整備予定地である水橋高等学校敷地の地表部には軟弱な地質が分布しているため、ボーリング調査（6か所）を行う。

(4) 事業者選定のスケジュール

令和4年1月～	実施方針・要求水準書等の策定
7月	実施方針等の公表
8月	特定事業の選定
9月	募集要項等の公表
令和5年3月	事業者選定

【猪谷関所館管理運営費】

猪谷関所館展示室空調機更新について

[大沢野教育行政センター]

(1) 補正額 900千円

〔 財源内訳 一般財源 900千円 〕

(2) 事業目的

猪谷関所館において、故障した展示室の空調機を更新し、来館者が快適に見学できる環境を整えるもの。

(3) 事業内容

空調機器更新業務委託 900千円

議案第216号

委託契約締結の件

富山市科学博物館プラネタリウム更新業務委託について、次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 富山市科学博物館プラネタリウム更新業務委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 323,785,000円
- 4 契約の相手方 東京都府中市矢崎町四丁目16番地
株式会社五藤光学研究所
取締役社長 五藤 信隆

【委託契約締結の件】

科学博物館プラネタリウム更新業務委託

[科学博物館]

(1) 目的

プラネタリウムの総合的な魅力向上と、導入から12年が経過した機器の老朽化への対応として、プラネタリウム投影設備等の更新を図るもの。

(2) 業務委託の内容

ア. 整備方針

- ・本物に近い星空の共有による探求心の醸成
- ・快適性とエンターテインメント性を両立した学びの空間
- ・ドーム形状を活かした多様な活用

イ. 主な整備内容

	現 行	更新後
投影システム	デジタル式 (4K)	光学式 (スターボール) デジタル式 (4K)
座席数	242 席 ・通常席 240 席 ・可動席 2 席	179 席 ・通常席 156 席 ・可動席 9 席 ・親子席 8 席 (ペアシート) ・フラットエリア 6 席
ステージ面積	約 10 m ²	約 20 m ²
ライブ映像の投影	前面に四角の画面のみ	全天周投影やインターネット映像も可能
前室	なし	あり (光漏れと防音への対策)

(3) 契約の内容

契約の金額 : 323,785,000円

履行期間 : 契約締結日の翌開庁日 ~ 令和5年3月15日

契約の相手方 : 株式会社五藤光学研究所

議案第 2 1 7 号

工事請負契約締結の件

上滝中学校校舎及び体育館解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

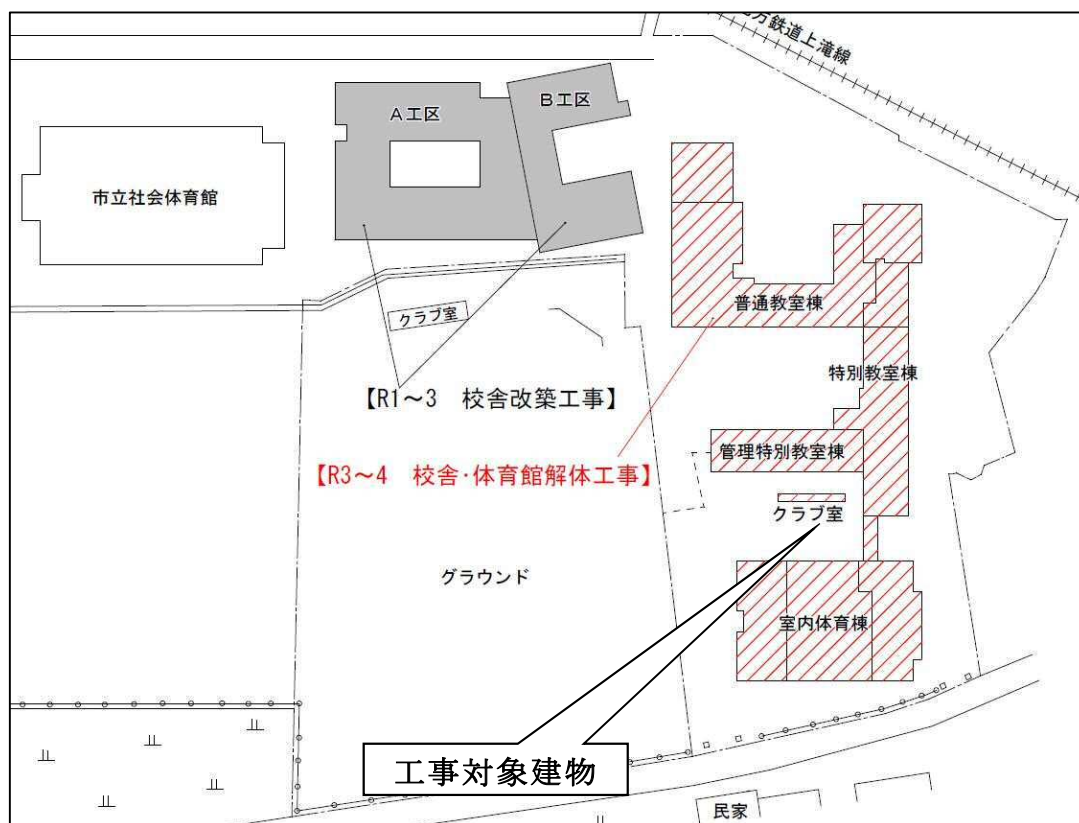
記

- 1 契約の目的 上滝中学校校舎及び体育館解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 9 0 , 2 7 6 , 8 0 0 円
- 4 契約の相手方 砂原組・岡本組上滝中学校校舎及び体育館解体工事共同企業体
代表者
富山市山室 1 7 6 番地
株式会社砂原組
代表取締役 砂原 太助

【工事請負契約締結の件】

上滝中学校校舎及び体育館解体工事

[学校施設課]



(1) 目的

令和3年12月に新校舎が完成するため、引き続き旧校舎及び体育館部分を解体撤去することにより、周辺環境整備に努めるもの。

(2) 内容

構	造	校舎：鉄筋コンクリート造地上3階建て 体育館：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建て
延床面積		：約6,363㎡
契約の金額		：290,276,800円
工	期	：契約締結日の翌開庁日～令和5年3月20日
契約の相手方		：砂原組・岡本組上滝中学校校舎及び体育館解体工事共同企業体

議案第 2 0 8 号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例

富山市立学校設置条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 0 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 富山市立三郷小学校の項中「富山市立三郷小学校」を「富
山市立三成小学校」に改め、同表富山市立上条小学校の項を削る。

別表第 2 富山市立八尾中学校の項中「八尾町福島 2 5 0 番地」を「
八尾町井田 1 2 0 番地 1」に改め、同表富山市立杉原中学校の項を削
る。

別表第 3 富山市立呉羽幼稚園の項、富山市立愛宕幼稚園の項及び富
山市立大庄幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

富山市立学校設置条例の一部改正について

[学校再編推進課]

(1) 趣旨

幼児・児童・生徒の減少に伴い、市立学校の統合及び廃止を行うもの。

ア. 富山市立三郷小学校及び富山市立上条小学校の統合

三郷小学校、上条小学校を一次統合し、新たな統合校を設置するもの。

統合校の名称	富山市立三成小学校
統合校の位置	富山市水橋小路 3 4 5 番地（現三郷小学校）
統合校の通学区域	三郷小学校と上条小学校の通学区域

イ. 富山市立八尾中学校及び富山市立杉原中学校の統合

八尾中学校、杉原中学校を統合し、新たな統合校を設置するもの。

統合校の名称	富山市立八尾中学校
統合校の位置	富山市八尾町井田 1 2 0 番地 1
統合校の通学区域	八尾中学校と杉原中学校の通学区域

ウ. 富山市立呉羽幼稚園、富山市立愛宕幼稚園及び富山市立大庄幼稚園の廃止

(2) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 211 号

富山市立幼保連携型認定こども園条例制定の件
富山市立幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市立新保なかよし認定こども園	富山市任海 4 6 3 番地

(保育料)

第 3 条 教育又は保育（時間外保育（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 2 号に規定する時間外保育をいう。次条第 1 項において同じ。）及び一時預かり保育（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業による保育をいう。第 5 条において同じ。）を除く。）を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第

4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 無料

(2) 子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子ども 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 27 年富山市条例第 36 号）別表に定める額

3 保育料は、当月分を翌月 5 日までに納付しなければならない。
（時間外保育料）

第 4 条 時間外保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、時間外保育料を納付しなければならない。

2 時間外保育料の額は、別表第 1 に定める額とする。

3 時間外保育料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

（一時預かり保育）

第 5 条 一時預かり保育を受けることができる者は、認定こども園に在園する教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。）その他市長が必要と認める子どもとする。

2 一時預かり保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、一時預かり保育料を納付しなければならない。

3 一時預かり保育料の額は、別表第 2 に定める額とする。

4 一時預かり保育料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料（次条において「保育料等」という。）の全部又は一部を減免することができる。

（保育料等の還付）

第 7 条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保育料等の全部又は一部を還付することが

できる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(富山市立認定こども園条例の廃止)

2 富山市立認定こども園条例(平成23年富山市条例第32号)は、廃止する。

(富山市立認定こども園条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の富山市立認定こども園条例の規定によるこの条例の施行の日の前日までに受けた教育又は保育に係る保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料については、なお従前の例による。

(富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年富山市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」の次に「並びに富山市立幼保連携型認定こども園」を加える。

第2条中「以下」を「富山市立幼保連携型認定こども園にあつては、市長。第4条において」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則又は教育委員会規則」に改める。

(富山市立学校設置条例の一部改正)

5 富山市立学校設置条例(平成17年富山市条例第250号)の一部を次のように改正する。

別表第3 富山市立新保なかよし幼稚園の項を削る。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分		時間外保育料 (円)
午前 7 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで	日利用	1 回 2 0 0
	月利用	月額 3, 5 0 0
午後 4 時 3 0 分から午後 6 時まで	日利用	1 回 3 0 0
	月利用	月額 5, 0 0 0

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	一時預かり保育料 (円)
日利用	日額 3 0 0
月利用	月額 3 , 5 0 0

富山市立幼保連携型認定こども園条例の制定に伴う関係条例の改廃について

[学校教育課]

[学校保健課]

[学校再編推進課]

(1) 趣旨

新保なかよし認定こども園が、令和4年4月より幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行し、こども家庭部へ移管されることに伴い、新たにこども家庭部により「富山市立幼保連携型認定こども園条例」が制定されることから、関係する条例の改廃を行うもの。

<関係する条例>

- ①富山市立認定こども園条例 【廃止】
- ②富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 【一部改正】
- ③富山市立学校設置条例 【一部改正】

(2) 改正内容

富山市立幼保連携型認定こども園条例の制定に合わせ、附則で以下のとおり改廃する。

- ①富山市立認定こども園条例
廃止
- ②富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
富山市立幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の適用対象となることに伴う規定の整備を行う。
- ③富山市立学校設置条例
富山市立新保なかよし幼稚園の廃止

(3) 施行期日

令和4年4月1日

報告第 50 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 工事請負変更契約締結の件

専決第 4 5 号

工事請負変更契約締結の件

令和3年6月30日定例市議会において議決を得た民俗民芸村周辺
法面保護（その2）工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和3年10月29日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前	2 8 9 , 6 0 2 , 0 0 0 円
変 更 後	2 8 8 , 7 2 3 , 0 0 0 円

市立小・中学校及び幼稚園の閉校式及び開校式の日程について

[学校再編推進課]

市立小・中学校再編等により、令和3年度末で閉校する小・中学校及び幼稚園の閉校（園）式、並びに、令和4年度に開校する小・中学校の開校式の日程について報告するもの。

1 閉校（園）式について

	学校（園）名	日時
小学校	三郷小学校	令和4年3月16日（水） 午後1時30分 開式
	上条小学校	令和4年3月16日（水） 午後3時 開式
中学校	杉原中学校	令和4年3月11日（金） 午後2時30分 開式
	八尾中学校	令和4年3月11日（金） 午後4時 開式
幼稚園	愛宕幼稚園	令和4年3月22日（火） 午後3時 開式
	大庄幼稚園	令和4年3月22日（火） 午後1時30分 開式

2 開校式について

	学校（園）名	日時
小学校	三成小学校	令和4年4月6日（水） 午前10時 開式
中学校	八尾中学校	令和4年4月6日（水） 午後1時30分 開式

学校名は、学校設置条例の改正をもって正式に決定される。

令和4年度 富山市立中学校学校選択制
通学区域外からの入学希望者数及び抽選実施校について

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)	通学区域外からの 受入枠	通学区域外からの 入学希望者数	抽選実施の有無
芝園中学校	140	38	51	抽選実施
堀川中学校	374	38	30	—
東部中学校	131	38	37	—
西部中学校	152	31	3	—
南部中学校	190	31	14	—
北部中学校	165	19	24	(※)
新庄中学校	266	25	5	—
岩瀬中学校	152	33	8	—
山室中学校	228	22	3	—
奥田中学校	223	38	26	—
大泉中学校	76	23	19	—
月岡中学校	76	22	2	—
呉羽中学校	197	20	7	—
水橋中学校	98	30	4	—
三成中学校	66	28	1	—
和合中学校	114	18	2	—
興南中学校	152	30	6	—
藤ノ木中学校	190	18	0	—
大沢野中学校	190	24	3	—
上滝中学校	101	30	0	—
八尾中学校	190	36	2	—
速星中学校	380	28	8	—
城山中学校	99	23	3	—
山田中学校	24	15	0	—
楡原中学校	27	15	1	—
合計	4,001	673	259	

(※) 北部中学校については、通学区域外からの入学希望者が通学区域外からの受入枠を上回っておりますが、受入枠総数に収まることが見込まれるため抽選は実施しません。

富山市立中学校学校選択制 通学区域外からの入学希望者数の比較

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)				通学区域外からの受入枠				通学区域外からの入学希望者数				抽選実施の有無			
	H31	R2	R3	R4	H31	R2	R3	R4	H31	R2	R3	R4	H31	R2	R3	R4
芝園	142	144	145	140	22	36	39	38	59	41	54	51	抽選実施	抽選実施	抽選実施	抽選実施
堀川	370	380	324	374	30	32	39	38	27	25	23	30	—	—	—	—
東部	108	108	105	131	34	37	39	38	24	51	40	37	—	抽選実施	抽選実施	—
西部	152	152	152	152	15	5	13	31	0	1	1	3	—	—	—	—
南部	204	190	207	190	26	20	38	31	8	15	20	14	—	—	—	—
北部	190	190	190	165	26	17	34	19	22	12	10	24	—	—	—	(※)
新庄	251	266	266	266	20	10	15	25	2	5	6	5	—	—	—	—
岩瀬	140	114	152	152	16	5	25	33	5	10	24	8	—	(※)	(※)	—
山室	251	228	228	228	20	10	13	22	1	3	3	3	—	—	—	—
奥田	220	222	228	223	37	35	34	38	40	28	31	26	(※)	—	—	—
大泉	81	66	75	76	22	25	21	23	30	20	16	19	(※)	—	—	—
月岡	73	76	76	76	20	12	29	22	0	4	2	2	—	—	—	—
呉羽	204	198	213	197	17	23	27	20	9	8	7	7	—	—	—	—
水橋	87	76	76	98	19	17	11	30	0	1	2	4	—	—	—	—
三成	54	62	76	66	12	19	28	28	1	0	0	1	—	—	—	—
和合	105	114	150	114	11	6	35	18	4	3	2	2	—	—	—	—
興南	124	136	114	152	15	15	15	30	0	7	1	6	—	—	—	—
藤ノ木	191	190	195	190	12	12	8	18	1	0	2	0	—	—	—	—
大沢野	170	190	190	190	14	14	27	24	1	3	1	3	—	—	—	—
上滝	102	114	114	101	17	20	38	30	0	0	1	0	—	—	—	—
八尾	114	108	114	190	17	21	19	36	6	2	13	2	—	—	—	—
杉原	84	66	114	—	14	10	38	—	1	0	0	—	—	—	—	—
速星	385	370	380	380	11	14	36	28	3	1	5	8	—	—	—	—
城山	105	87	114	99	15	15	19	23	9	1	4	3	—	—	—	—
山田	20	22	38	24	8	12	24	15	0	0	0	0	—	—	—	—
楡原	25	18	33	27	9	10	23	15	1	0	0	1	—	—	—	—
合計	3,952	3,887	4,069	4,001	479	452	687	673	254	241	268	259				
									6.54%	7.31%	7.95%	7.84%				

※ 入学希望校申請書の提出締切時点の対象者数は、次のとおりです(特別支援学級希望者を除く)。

令和4年度…3,302名、令和3年度…3,372名、令和2年度…3,381名、平成31年度…3,475名

※ 通学区域外からの入学希望者数は、入学希望校申請書の提出締切時点の数値です。

※ 抽選実施の有無の(※)は全体の入学希望者数が受入枠総数に収まるため、抽選を実施しない中学校です。

令和4年度学校給食費について

[学校保健課]

学校給食費については、平成28年度に改定を行い、その後、6年間据え置いておりましたが、次のとおり改定し、令和4年4月から適用するもの。

区 分		平成28年度	令和4年度	差額
小学校	一食単価	274円	298円	24円
	月額給食費	5,300円	5,800円	500円
中学校	一食単価	323円	350円	27円
	月額給食費	6,300円	6,800円	500円
幼稚園	一食単価	244円	264円	20円
	月額給食費	4,450円	4,800円	350円

注1)「月額給食費」は、一食単価に年間給食回数に乗じて、集金回数(10回)で除して算出する。

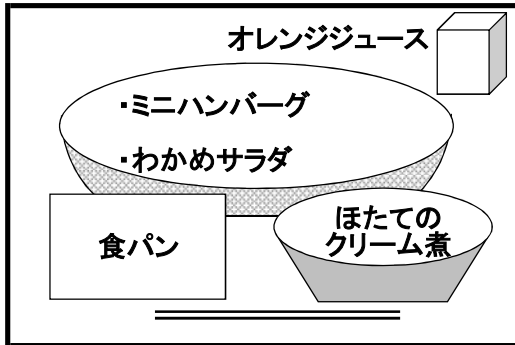
注2) 最終回(10回目:2・3月分)は、年間経費を再計算し精算額を徴収する。

(改定理由)

- 平成28年度から令和3年度の6年間で、一食あたり、主食代が約8%(4円)、牛乳代が約10%(5円)、さらに「食料」に関する富山市消費者物価指数が約5%上昇している状況の中、副食(おかず等)代を抑える対応を続けてきた結果、児童生徒に必要な栄養価の摂取基準を満たせなくなっている。
- 旬の食材や地元の食材を使う場合や、アレルギーを含まない食品は、調達コストが高価になることから、現状では、使用できる食材が限られ、栄養バランスに偏りが生じたり、他の児童生徒と同じ給食が食べられなかったりするケースがあるため、改善を図るもの。

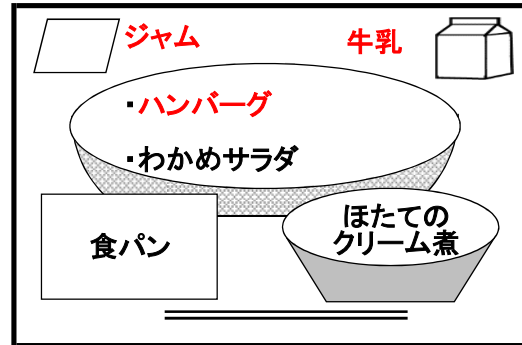
<給食費改定後の献立イメージ>

【現行】

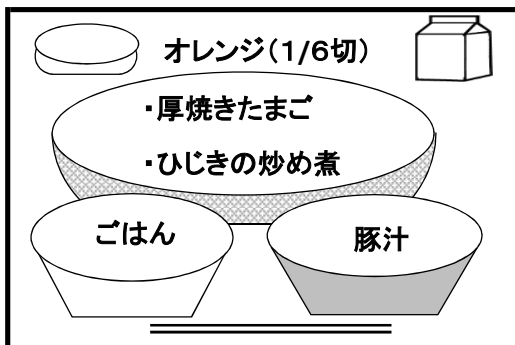


- ・年10回牛乳の代替飲料を提供

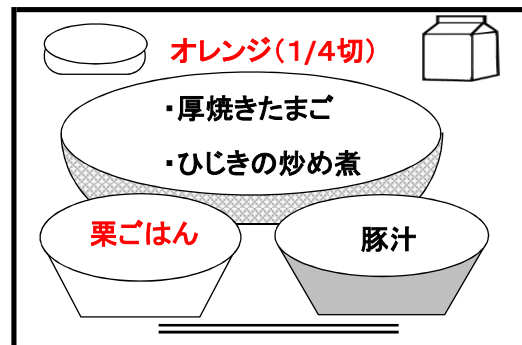
【改定後】



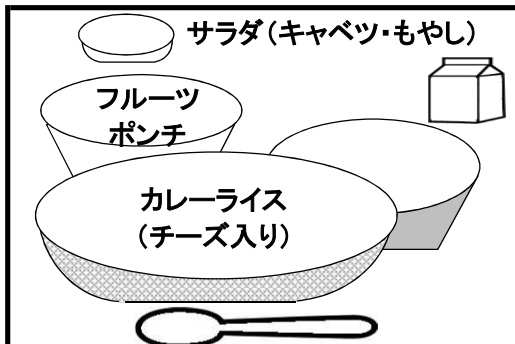
- ・主菜のサイズを大きくする
- ・パンを食べやすくするためにジャムをつける



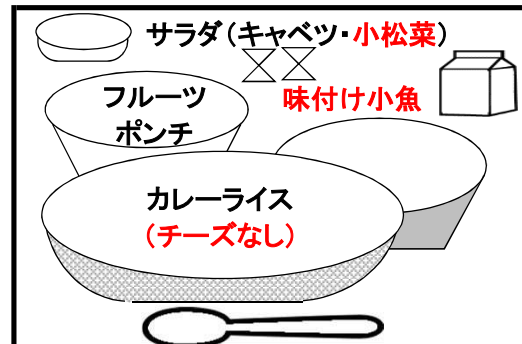
- ・炊込みご飯を回数を減らす（年6回）
- ・果物のカットを小さくする



- ・旬の食材を取り入れるなど炊き込みご飯の回数を従来に戻す（年9回）
- ・果物のカットを大きくする



- ・価格の安い野菜を取り入れる



- ・多くの児童生徒が同じ給食を食べられるようにする
- ・葉物野菜を取り入れる

栄養価（令和3年11月の献立で試算）

例）中学校

	摂取基準 (文科省)	現行		改定後	
		摂取量	充足率	摂取量	充足率
エネルギー	830kcal	851kcal	103%	864kcal	104%
たんぱく質	摂取エネルギー全体の 13～20%	31.7g (15.0%)	基準量を 満たしている	32.9g (15.2%)	基準量を 満たしている
カルシウム	450mg	402mg	89%	453mg	101%
鉄	4.5mg	3.7mg	83%	4.5mg	100%
食物繊維	7.0g	8.4g	120%	8.7g	124%

企画展 第 29 回「私の身近な自然展」

[科学博物館]

- 1 趣 旨 市内の小学生が身近な自然の中から感じた驚きや感動、疑問などを、絵と短い文で表現した作品を展示します。
- 2 名 称 企画展 第 2 9 回「私の身近な自然展」
- 3 期 間 令和 3 年 1 2 月 1 1 日(土)～令和 4 年 2 月 6 日(日)
- 4 場 所 科学博物館 2 階 特別展示室
- 5 内 容 子どもたちの自然への関心を高め、自然に対する豊かな感性を育むことを目的に毎年開催している作品展です。
作品 4 3 6 点
展示終了後、出展された児童に賞状をお渡しします。
- 6 その他 観覧料必要



昨年の展示の様子

富山市佐藤記念美術館企画展

洋画の魅力

風景画から人物画まで

2021年11月13日(土)



2022年 1月30日(日)

9:00~17:00 入館は16:30まで

12/20(月)、12/28(火)~1/4(火)休館

個人大人210円 高校生以下無料

主催：富山市教育委員会（富山市佐藤記念美術館）

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)

TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080

企画展

洋画の魅力

風景画から人物画まで

2021.11.13 sat.→2022.01.30 sun.

洋画とは、西洋との交流が活発化した明治初期に生まれた言葉で、おおまかにいえば、伝統的な西洋美術の手法によって描かれた絵画のことです。

絵画表現に見られる洋画の特徴はいくつかありますが、なかでも立体感をあらわす陰影のつけ方や、線遠近法を用いた透視的な空間構成は、主に中国からの影響を受けて発達してきた日本の伝統絵画とは大きく異なっています。明治期になると、そうした洋画の手法が本格的に日本に流入し、当時の日本人画家たちに大きな影響を与えました。

当館の創設者である佐藤助庵（十二代助九郎、1896～1979）が蒐集した千余点に及ぶコレクションは、自身が傾倒した茶の湯に関する品々を含めて、大半が東洋の古美術品で構成されています。ですが意外なことに、その中には150点あまりの洋画も加えられており、美術に対する助庵の旺盛な好奇心をうかがい知ることができます。

助庵の洋画コレクションは油彩画が中心で、そのほとんどが助庵と同時代に生きた日本人画家の手によるものです。画題の多くは風景画や人物画といった具象画ですが、なかには特定の対象物を描かない観念的な抽象画も含まれています。

本展では、主に戦後に活躍した日本人画家に、林清納、野上祇麿、荒谷直之介など本県ゆかりの画家を加え、さらにシュルレアリスムの画家として知られるゾンネンシュターン（1892～1982）など海外画家も交えて、具象画を中心に約30点を展示します。この機会に、伝統的な日本画にはない洋画ならではの魅力をお楽しみください。



①



②



③



④



⑤

①「ピアノと少女」長谷川昇 20世紀 ②「越中瀬戸焼に生ける」丸山豊一 20世紀後半 ③「山水風景」田辺至 20世紀 ④「山峡の家」荒谷直之介 1958年 ⑤「月の夫達の調教」フリードリヒ・シュレーダー＝ゾンネンシュターン 20世紀後半



当館では新型コロナウイルス対策を実施しています

- 入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いいたします。
- じゅうぶんな間隔を保ってご覧いただくため、入場制限を行う場合があります。
- 感染拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館する場合があります。

交通案内

- 富山駅から徒歩15分
 - 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
 - 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
 - 富山空港より連絡バスで20分
 - 北陸自動車道 富山I.C.より車で15分
- ◎当館に駐車場はございません。最寄の駐車場（有料）は城址公園地下駐車場です。



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

